

仕様書【印刷物の作成】

件 名	帳票「20歳到達者用国民年金保険料学生納付特例申請書」
紙 質	1枚目 上質紙 A判 35.0kg 2枚目 ノーカーボンA60 3枚目 ノーカーボンC60 ブルー発色 ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	1枚目 両面刷：表2色（墨・青）、裏3色（墨・赤・黄） 2枚目 片面刷：表1色（墨） 3枚目 両面刷：表1色（墨）（減感処理有）、裏1色（墨）
サ イ ズ	A4（縦297mm×横210mm）
製 本	糊加工：3枚を1部とし、天糊仕上げ 折加工：巻三つ折り
梱 包	製品は50部ごとに帯封等をし、1箱1,000部で梱包すること。 梱包単位に満たない端数が有る場合には、その端数を1梱包とすること。 箱についてはダンボール箱等仕様書のとおり。 ※製品は機械処理にて封筒へ封入するため、折れ曲がりがあると作業に支障をきたすことから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月、製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,034,000部
納 期	第1回目：令和8年 3月 9日（164,000部） 第2回目：令和8年 4月20日（152,000部）（予定） 第3回目：令和8年 6月15日（ 96,000部）（予定） 第4回目：令和8年 7月21日（154,000部）（予定） 第5回目：令和8年 9月14日（246,000部）（予定） 第6回目：令和8年12月14日（ 93,000部）（予定） 第7回目：令和9年 1月18日（129,000部）（予定）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏1か所）

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後に電子媒体（セキュアUSBメモリ等）で提供する。 ・印刷原稿は機構が引き渡した電子データを使用し版下を作成すること（校正原稿は紙媒体及びテキストデータを識別できるPDFファイルによって提出すること）。 ・第2回目、第3回目、第4回目、第5回目、第6回目、第7回目の原稿、納品日及び納品数量を変更する場合がある。変更する場合は30日前までに連絡する。変更後の原稿については、電信媒体（セキュアUSBメモリ等）で30日前までに提供する。 ・本帳票はバーコードの印字（バーコードは全て同じで、規格はcode39。バーコードの規格については別紙「バーコードの規格について」参照のこと）を行う。バーコードは日本年金機構から電子媒体にて提供（様式コード及びバーコードサンプルを提供）し、読み取りテストを実施する（下記校正担当に原稿を10部提出し、読み取り結果は原稿が提出されてから2週間以内に回答する。バーコード読み取りテストを実施した結果、調整を行う場合がある）。 ・校正原稿の校了後、プレ印刷帳票を提出すること。 ・プレ印刷帳票の校了及びバーコードの読み取りテストの合格後、日本年金機構の指示により本番品を作成すること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・毎回納品時に、製品サンプル10部を下記校正担当に納品すること。 ・印刷用版下データを電子媒体（セキュアUSBメモリ等）で納品すること。 ・本委託業務の主体的部分は、印刷、加工、梱包の工程とする。運送については、主体的部分を除く一部分として再委託を認める業務とする。 ・仕様書に関して質問がある場合は令和7年12月26日（金）17時00分までに「質問書」（任意形式）により、下記担当部署あてにFAXにて提出すること（FAX送信後、電話により到着確認を行うこと）。 <p>回答については、令和8年1月7日（水）までに行う予定。</p> ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
校正担当	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 国民年金部国民年金業務グループ 担当：安達・鮫島 電話番号：03-6897-4109 FAX番号：03-6892-0758</p>

バーコードの規格について

- 現在経過管理システムでは、全ての帳票でcode39という規格のコードが使用されています。code39の規格は、下記を参考してください。

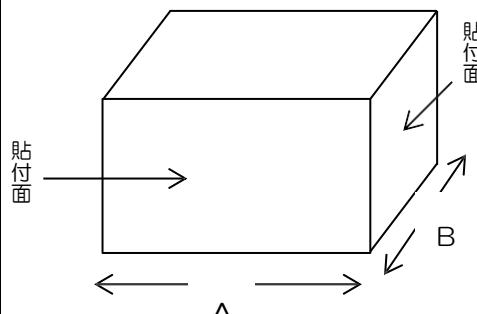
◆画像におけるバーコードサイズ仕様



ダンボール箱等仕様書

作成単位が「箱」である帳票等を梱包する段ボール箱については、次の仕様に従って作成すること。

また、作成単位が「箱」以外の帳票等であっても、納品に際してダンボール箱で梱包し納品する帳票等は、ビニール包装して、この仕様書に沿ったダンボール箱を使用すること。納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのないよう留意すること。

サイズ	Danborouku no sizeru wa byōbi no seisan sizeru ni torishii, otsuhen yaku 10mm sugezeshi na uchi torishii to suru.	(Rekishi) 16iichi×13iichi×7iichi3/4 no byōbi ↓ ↓ ↓ 417mm×341mm×207mm no uchi (otsuhen yaku 10mm plus)
材質	(基準材質) ・Kライト-K6 220g/m ² ・中芯：SCP 180g/m ²	Matari ni tsuite wa, sin ni nageita matari o kiso-ni, sore-syuu no seigyou ga derareru matari ni yoiiru koto.
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 箱の2面(側面)に、右の記載事項を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。  <p>(A>B)であること</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きさ 貼付け面面積2分の1以上の大きさとし、利用できる最大の文字サイズを利用すること。 	<p>(Kirei shitei)</p> <ol style="list-style-type: none"> 帳票番号 帳票名 数量 製造業者名 製造年月 <p>(Musan)</p> <ul style="list-style-type: none"> シールを使用する場合の大きさはB列5判程度とする。 文字サイズは30~40ポイント程度をその表記する内容により使い分けること。 段ボールに直接印刷する場合は、シールの大きさに準じ、判別しやすい文字サイズ・フォントで印刷すること。
包装	可塑剤含有しない耐透明フィルムを使用する。	Polieチレン系または、ポリプロピレン系で包装する。

国民年金保険料 学生納付特例 の申請について

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。

また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

<対象となる方>

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の方または失業等の理由がある方です。

※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

<所得の目安> ……128万円 + {（扶養親族の数）×38万円} で計算した額以下である場合

【申請時の注意点】

● 申請できる期間

- ・過去期間は申請書が受理された月から2年1ヶ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで、将来期間は年度末まで申請できます。
- ・ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12ヶ月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。（1年度 = 4月～翌年3月）

例：令和7年5月に、令和5年4月から令和8年3月までの期間を申請する場合、

- ①令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）
- ②令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月）
- ③令和7年度分（令和7年4月～令和8年3月）の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、令和5年3月以前は時効により申請できません。

※ 過去期間は2年1ヶ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

● 添付書類

- ・在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）
- ・失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類
なお、過去に同一の失業等の理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- ・マイナンバー（個人番号）により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

必要な添付書類は、本人控の裏面にある「※マイナンバー（個人番号）により申請を行う際の添付書類について」をご確認ください。

【申請書の提出先】

● この申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所（郵送による提出も可能）です。
学生納付特例事務法人（在学している教育施設に設置されている場合）へ申請を委託することもできます。

なお、3枚目は本人控ですので、お手元に保管してください。※ 郵送の場合、受付印のある本人控が必要な方は、2枚目3枚目と一緒に、宛名の記入と所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。受付印を押印の上、「本人控」をご返送いたします。

●スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請ができます。

手続きおよび申請方法はこちらから

[マイナポータル](#) [検索](#)

<https://myna.go.jp>



電子申請の概要是日本年金機構
ホームページをご覧ください。

[国民年金 電子申請](#) [検索](#)

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



【申請書提出後の注意点】

- 審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

3枚目 **本人控** の裏面の注意事項も必ずお読みください。

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本国年金機構理事長 あて 令和〇〇年〇〇月〇〇日 <small>以下のとおり学生納付特例を申請します。 また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。 この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。</small> 〒123-4567 (※1) 住所: 〇〇市〇〇町〇〇 1-2-3 被保険者氏名: 国年 太郎	「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1) ○提出年月日を記入してください。 ○住民票の住所を記入してください。	申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)
--	---	--

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報	① 個人番号（または基礎年金番号） X X X X X X X X X X (フガナ) ヨクネン タロウ ③ 氏名 国年 太郎										② 生年月日 昭和 150520 年 月 日 ④ 電話番号 XX - XXXX - XXXX	「⑤申請期間」欄(※2) ○年度を超えない範囲で記入してください。 (例: 令和7年4月から 令和8年3月まで)

B. 申請内容	⑤ (※2) 申請期間 (学生納付特例を受ける期間) 平成 令和 7 年 4 月から 令和 8 年 3 月まで					平成 令和 8 年 3 月まで					
	⑥ 在学予定期間 (入学年月) 平成〇〇年〇〇月から 令和〇〇年〇〇月まで					(卒業予定期間) 平成〇〇年〇〇月から 令和〇〇年〇〇月まで					
	⑦ 学校の名称 ○○大学					⑧ 学校の所在地 東京 都道府県 杉並区〇〇町					
	⑨ 学生の区分 ① 学生(学位あり) 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()					※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。					
	⑩ 学生証の有効期限 平成〇〇年〇〇月末まで有効 令和〇〇年〇〇月まで有効					※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。					
	⑪ (※3) 前年所得 1. なし 2. あり(128万円以下) 3. あり(128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()人・なし】										
	⑫ (※4) 特例認定区分 (添付書類) 1. 失業 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()										
	⑬ 備考										

「⑤申請期間」欄(※2)
 ○年度を超えない範囲で記入してください。
**(例: 令和7年4月から
令和8年3月まで)**

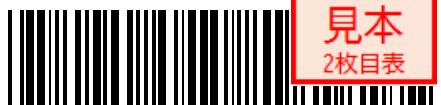
年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、年度ごとに申請書を提出してください。
 なお、過去期間については、2年1ヶ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
令和5年度分	令和5年4月～令和6年3月	令和4年中の所得
令和6年度分	令和6年4月～令和7年3月	令和5年中の所得
令和7年度分	令和7年4月～令和8年3月	令和6年中の所得

「⑥在学予定期間」欄
 ○入学年月から卒業予定期間を記入してください。

- 「⑦学校の名称」欄
学校名を記入してください。
- 「⑧学校の所在地」欄
都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。
- 「⑨学生の区分」欄
該当する区分に○を記入してください。該当する区分がない場合は「5. その他」に○を記入の上、()内に具体的に記入してください。
- 「⑩学生証の有効期限」欄
学生証に記載された有効期限を記入してください。学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
- 「⑪前年所得」欄(※3)
必ず記入してください。
<所得=(収入-必要経費)>です。
「3. あり(128万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族【あり()人・なし】についても○を記入し、「あり」の場合は16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を記入してください。※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。
- 「⑫特例認定区分」欄(※4)
失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入の上、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入し、証明書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
 なお、過去に同一の失業・倒産・事業の廃止などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。
- 「⑬備考」欄
申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
申請を希望する年度の1月1日時点に海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
 (例: 令和7年4月から令和8年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和7年1月1日時点について記入してください。)
令和6年4月から令和7年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和6年1月1日時点について記入してください。)
- 「○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。」
- 「○失業などの理由により学生納付特例を申請する場合で、「⑫特例認定区分」欄に記載した失業などに関する証明書類を過去に提出したことがある場合は、その旨を記入してください。(例: 失業などに関する証明書類提出済)
- ※ 3枚目 **本人控** の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。

様式コード			
4	6	2	3



国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。

また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。

この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒 -

住所 : _____

被保険者氏名 : _____

基礎年金番号（10桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 生年月日	5. 昭和		7. 平成		年	月	日
	③ 氏名	(フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅	2. 携帯電話	3. 勤務先	4. その他	—	—	—

B 申請内容	⑤ 申請期間 (学生納付特例を受けようとする期間)	平成 年 月から 平成 年 月まで
	令和	令和
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 令和 年 月から	(卒業予定期間) 平成 令和 年 月まで
⑦ 学校の名称		⑧ 学校の所在地 都道府県
⑨ 学生の区分	1. 学生（学位あり） 4. 研究生 2. 通信制・通信課程 5. その他 3. 科目履修生 ()	※左記の学生区分で、「1. 学生（学位あり）」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
⑩ 学生証の有効期限	平成 年 月末まで有効 令和	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。
⑪ 前年所得	1. なし 2. あり（128万円以下） 3. あり（128万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族【あり（人）・なし】	
⑫ 特例認定区分 (添付書類) 要確認	1. 失業 平成 令和 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし） 2. 天災等 3. その他（ ）	
⑬ 備考		

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄

学生証確認済



【留意事項】

- 学生証のコピーをA4判で添付してください。
- 学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
- 在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 あて 金和 年 月 日

以下のとおり学生納付特例を申請します。

また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。

この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

—

住所 : _____

被保險者氏名 : _____

A. 基本情報	① 個人番号 (または基礎 年金番号)									② 生年月日	5. 昭和			
										7. 平成		年	月	日
③ 氏名	(フリガナ)							④ 電話番号	1. 自宅	—				
									2. 携帯電話	—				
									3. 勤務先	—				
									4. その他	—				

⑤ 申請期間 (学生納付特例を受けるとする期間)	平成 年 月から	平成 年 月まで		
⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 年 月から		(卒業予定期間) 平成 年 月まで	
⑦ 学校の名称			⑧ 学校の 所在地	都道 府県
⑨ 学生の区分	1. 学生 (学位あり) 2. 通信制・通信課程 3. 科目履修生	4. 研究生 5. その他 ()	※左記の学生区分で、「1. 学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	
⑩ 学生証の 有効期限	平成 年 月末まで有効 令和	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。		
⑪ 前年所得	1. なし 2. あり (128万円以下) 3. あり (128万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 【 あり (人) · なし 】			
⑫ 特例認定 区分 (添付書類 要確認)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()			
⑬ 備考				

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

学生納付特例を申請された方へ

① 結果通知について

日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、年度当初の申請については、前年所得が確定する6月以降に日本年金機構（年金事務所）で所得審査を行う場合があるため、決定通知書の送付がさらに遅くなる場合があります。あらかじめご了承ください。

* 学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。

② 承認期間

日本年金機構から送付される審査結果（承認通知）でご確認ください。

③ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、日本年金機構（年金事務所）で再発行しますので、お近くの年金事務所へご連絡ください。

④ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けた期間について、学生でなくなったときは、免除等の申請を行うことができます。

⑤ 来年度も学生であった場合

学生納付特例を希望する場合は、4月以降すみやかに申請してください。

保険料の後払い（追納）について

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後払い（追納）することができます。詳しくは、裏面の4.をご覧ください。

(注意事項)

1. 記入について

- (1) 黒ボールペン等で記入してください。
- (2) 「⑪前年所得」欄は、申請する年度に対応する状況について、該当する選択肢に○を記入してください。
なお、前年所得について過小に申し立てたときは、国民年金法等により罰せられる場合があります。

(3) 特例認定について

- ① 失業したこと等により申請を行うときは、「⑫特例認定区分」欄の「1. 失業」に○を記入の上、該当年月日および雇用保険加入の有無を記入してください。
- ※ 失業による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。
- ② 災害(震災、風水害、火災その他これらに類する災害)を申請者または配偶者の属する世帯が受けたことにより申請を行うときの記入方法等については、市区町村窓口または年金事務所にご相談ください。
- ※ 災害による申請については、事由が発生した前月から事由が発生した年の翌々年の3月までの期間について学生納付特例を申請することができます。ただし、他の事由による申請と同様に翌4月を超える将来期間については翌4月以降に改めて申請が必要です。

(4) 「⑬備考」欄には、次の①から④に該当する場合に、その内容を記入してください。

- ① 申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。
- ② 申請を希望する年度の1月1日時点に海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。
- (例) ・令和7年4月から令和8年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和7年1月1日時点について記入してください。
・令和6年4月から令和7年3月までのいずれかの期間の申請の場合は、令和6年1月1日時点について記入してください。
- ③ 申請を希望する年度中の一部の期間(失業後の期間等)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
- ※ 一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
- ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助または特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を受け取っている場合は、その名称および受給開始年月を記入してください。

2. 添付書類について

- (1) 基礎年金番号を記入して申請を行う場合は、基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳(氏名の記載ページ)のコピー等を添付してください。
- (2) この申請書には、在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)を添付してください(学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、このコピーの添付は不要です)。ただし、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)にあっては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類(在学証明書等で証明できる場合は必要ありません)を添付してください。
なお、過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからぬ場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付してください。

※ マイナンバー(個人番号)により申請を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

- ① マイナンバーが確認できる書類: 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)
② 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど

- (3) 失業したこと等により申請を行うとき、雇用保険の被保険者は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票等のコピーを添付してください。

また、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方については、次の書類等のコピーを添付してください。

(※②から⑤については、あわせて失業の状態にあることの申し立てが必要となります。)

- ① 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよびその申請をした時の添付書類のコピー
② 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
③ 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー
④ 保健所への廃止届出書(控)(受付印のあるものに限る。)または廃止届証明書
⑤ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類

なお、過去に同一の失業などの理由により学生納付特例等を申請し、失業した事実が確認できる書類を添付したことがある場合は、あらためて添付する必要はありません。

- (4) 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請するときは、その事実を確認できる公的機関の証明書の写しを添付してください(当該公的機関の証明書を市区町村役場の窓口等に提示した場合は、その写しの添付は不要です)。

3. 学生納付特例事務法人等への申請の委託

学生納付特例事務法人等が設置する教育施設に申請を委託する場合は、学生納付特例事務法人等にこの申請書を提出した時に申請したこととなります。

4. 学生納付特例の承認を受けた期間にかかる保険料の追納について

学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ取り扱いになります。追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、追納保険料は追納が承認された期間のうち先に経過した月(古い月分)から納付することとなります。

5. 留意事項

- (1) 海外留学(おおむね1年以上)している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。
- (2) 申請後、日本年金機構からおおむね2~3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 申請日以降に、申請期間にかかる保険料を納付された場合は、後日お返し(還付)します。申請日以降に納付を希望される場合は、年金事務所にご連絡ください。
なお、学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた保険料は還付できません。
- (4) 申請が却下となった場合は、保険料の納付が必要となります。納付書がない場合は、再発行しますので、年金事務所までご連絡ください。
- (5) 学生納付特例の承認期間中に学生でなくなった場合は、必ず学生納付特例の不該当の届出を行ってください。
- (6) この制度の対象となる学生等ではないことが事後に判明したときは、改めて免除・納付猶予申請書の提出をお願いすることとなります。その場合、この申請を受理した日に国民年金保険料免除・納付猶予の申請があつたものとみなします。
- (7) 修正申告等で前年所得が変更となつたときは、年金事務所までご連絡ください。